

改正

平成19年3月30日規則第15号

平成21年6月5日規則第14号

平成23年3月31日規則第12号

平成31年3月6日規則第3号

令和3年9月1日規則第22号

いちき串木野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年いちき串木野市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の公示)

第2条 市長は、条例第2条に規定する指定管理者を公募するときは、その内容を公告するとともに、広報紙又はホームページへの掲載等の必要な措置を講じなければならない。

(申請)

第3条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第3条第1号の事業計画書は様式第2号によるものとし、収支予算書は様式第3号によるものとする。

3 条例第3条第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (2) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、指定通知書（様式第4号）により当該指定管理者に通知するものとする。

(審議会の組織)

第5条 条例第12条に規定するいちき串木野市公の施設指定管理者選定審議会（以下「審議会」と

いう。)に会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営改革課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年 3 月30日規則第15号)

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年 6 月 5 日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年 3 月31日規則第12号)

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成31年 3 月 6 日規則第 3 号)

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 1 日規則第22号)

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

指 定 申 請 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

公の施設の指定管理者として指定を受けたいので、いちき串木野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 管理を行おうとする公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (4) その他市長が必要と認める書類

団 体 名					
所 在 地					
代 表 者 氏 名					
設 立 年 月 日	年 月 日				
電 話 番 号		ファックス番号			
事 業 計 画 （ 別 紙 可 ）					
現在運営している 類似施設名	施設の所在地	主な業務内容	運営開始年月		
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
団体の経営方針等に関する事項	1 当該施設の指定管理者の指定を申請した理由				
	2 団体の経営方針				
	3 当該施設の現状に対する考え方と将来展望				

組織及び人員に関する事項	1 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）		
	2 職種及び人数		
	職 種	人数（人）	担当事務内容
管理運営の内容に関する事項	1 年間の事業計画		
	2 サービスを向上させるための方策		
	3 利用者等の要望の把握及び実現策		
	4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法		
個人情報保護の保護措置に関する事項			

緊急時の対策に関する事項	1 防犯及び防災の対応
	2 その他緊急時の対応
その他特記事項	

自主事業計画書（ 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等

様式第3号（第3条関係）

_____の管理運営に関する業務の収支予算書（ 年度）

区 分		内 訳	金額（千円）
収 入			
	収入合計(A)		
支 出	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	支出合計(B)		
収支(A)－(B)			

自主事業収支予算書（ 年度）

事業名	区 分		内 訳	金額（千円）
	収 入			
		収入合計(A)		
	支 出			
		支出合計(B)		
	収支(A)－(B)			

指 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

いちき串木野市長

地方自治法第244条の2第3項の規定により、貴法人（団体）を下記のとおり公の施設の指定管理者に指定したので通知します。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 管理を行わせる期間

3 管理業務の範囲

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の詳細事項については、別途締結する協定で定めるものとします。